

○厚生労働省告示第二十九号
薬事法施行令（昭和三十六年政令第十一号）第
八十条第二項第七号八の規定に基づき、薬事法施
行令第八十条第二項第七号八の規定に基づき特別
の注意を要するものとして厚生労働大臣の指定す
る高度管理医療機器（平成十六年厚生労働省告示
第四百三十号）の一部を次のように改正する。
平成二十四年一月二十四日
厚生労働大臣 小宮山洋子
「、
1086
及び
1087
」を「及び
1086
から
1088
まで」に改め
る。